

(別紙)

議案第23号 八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての修正案

本則を次のように改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「(小学校第3学年修了前の子ども以外の子どもにあっては、入院に係るものに限る。)」を削る。

第8条第3号を削る。

附則第2項中「第2条第2号に規定する小学校修了前の子ども」を「第2条第1号に規定する子ども」に改める。